

# 身体拘束廃止のための指針



策定日	平成30年4月1日
改訂日	令和 7年2月1日

社会福祉法人



沼風会

社会福祉法人 沼風会

## 1. 沼風苑が考える身体拘束廃止への取り組み

身体拘束はご利用者様の自由な行動を制限し、ご利用者様の尊厳を著しく損ない、ご利用者様を絶望させてしまう行為です。

沼風苑ではご利用者様の尊厳と主体性を尊重し、職員一人一人がご利用者様を拘束する際に起こりうる身体的・精神的なダメージを理解してケアに当たり、身体拘束廃止への高い意識を持って、身体拘束をしないケアを実践できるよう努力致します。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

ご利用者様一人一人の疾病や障害の状況など心身の状況を良く理解し、身体拘束を行わないケアを提供することが原則ですが、以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①**切迫性**：ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行うこと以外にそれに代わる対応方法がないこと。
- ③**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

沼風苑では、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

ご利用者様本人又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討し、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、ご本人・ご家族への説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早く拘束を解除出来るよう努力します。

### (3) 日常のケアで留意すべきこと

身体拘束をしないために、沼風苑は以下のことに取り組みます。

- ①ご利用者様主体のケア、ご利用者様の尊厳を守るケアに努めます。
- ②私たち職員の言葉や対応などでご利用者様の自由を妨げないように努めます。

- ③ご利用者様の思いを汲み取り、ご利用者様の意向を尊重しそのニーズを満たすケアを行い介護、看護、相談業務など多職種で連携しお一人お一人の状況に応じた丁寧な対応に努めます。
- ④ご利用者様の安全を確保するという理由だけで安易にご利用者様の身体的・精神的な自由を妨げるようなケアを行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先しなければいけない場合には、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤安易に「やむを得ない」と考え、拘束に等しい対応を行っていないか常に振り返りながら、ご利用者様の主体的で尊厳ある生活を支援出来るよう努めます。

### 3.身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

沼風苑では身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

- ①身体拘束廃止委員会は、ご利用者様の状況を身体的・精神的・社会的などの様々な側面から見直し、お一人お一人のニーズを満たすケアを提供すると共に身体拘束を必要としないケアの実現を目指すことを目的とします。
- ②上記の目的を達成するために、身体拘束委員会では以下の活動を実施いたします。
  - ・沼風苑内の身体拘束廃止に向けての現状把握と改善策の検討
  - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討と手続き
  - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ・身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

#### (2) 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・施設長 ・所属長及び介護職 ・生活相談員 ・介護支援専門員 ・看護職
- ・理学療法士 ・栄養士 ・研修委員会

委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成することとします。

#### (3) 身体拘束廃止委員会の開催

定期開催とします。ただし必要に応じて随時開催することとします。

### 4.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

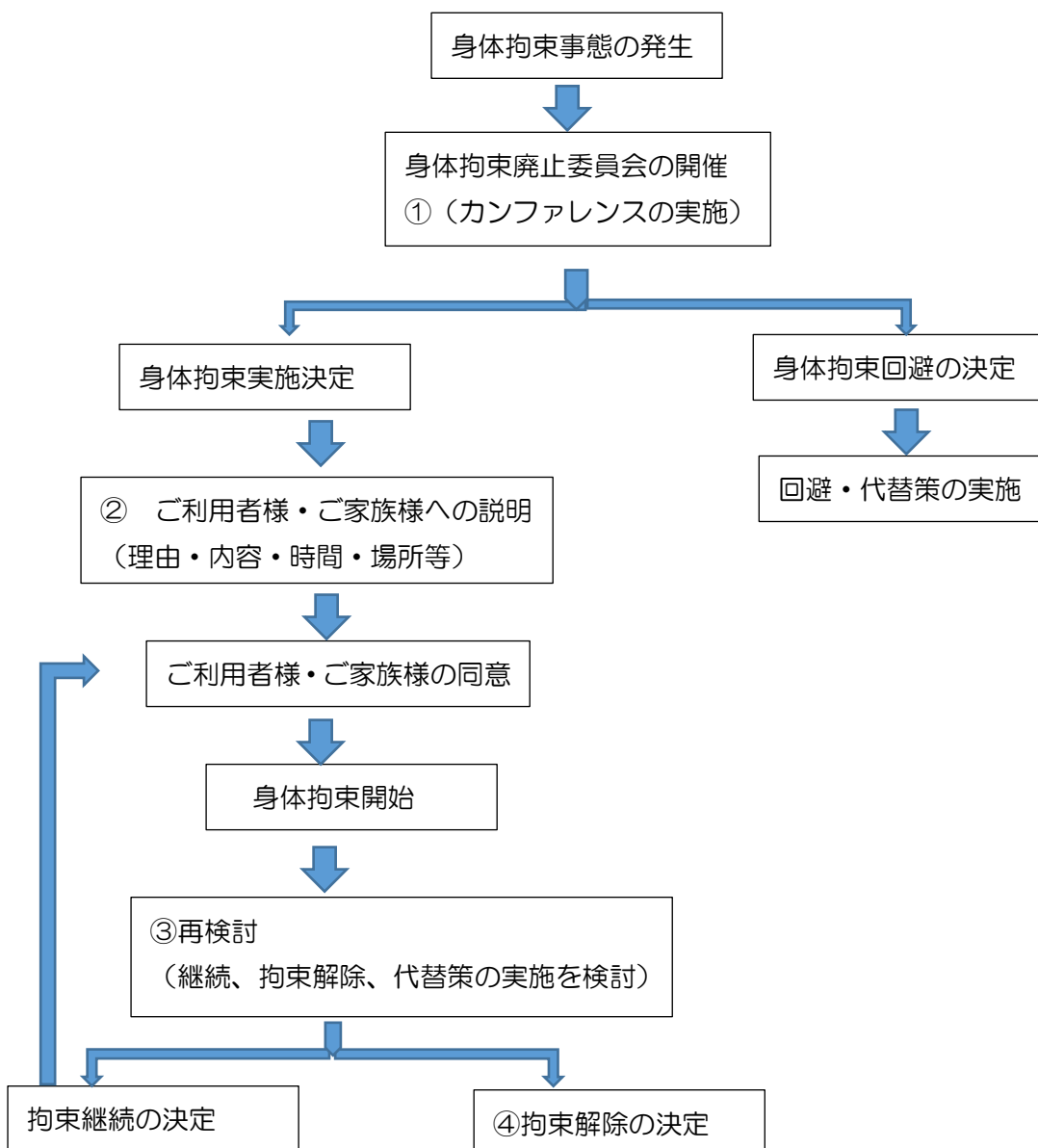
#### (1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下の行為です。

- ①徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、

車いすテーブルをつける。

- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) 本人又は他のご利用者様の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施いたします。



### ①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束によるご利用者様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素の全てを満たしているかどうかについて検討し、確認します。その上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討しご本人・ご家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み、改善策の検討会を早急に行い実施に努めます。

### ②ご利用者様ご本人やご家族様に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご本人・ご家族様等と行っている内容と方向性、ご利用者様の状態などを確認、説明し同意を得たうえで実施します。

### ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示出来るようにします。

### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合にはご本人・ご家族に報告します。

## 5.身体拘束廃止に向けた各職種役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの職種が責任を持ってその役割を果たしてまいります。

#### ・施設長

身体拘束廃止委員会の総括管理  
ケア現場における諸課題の総括責任

#### ・各部署の所属長及び介護職員

身体拘束がもたらす様々な弊害を理解し身体拘束廃止に必要な知識と技術の習得に努める  
ご利用者様の尊厳とは何かを理解し、尊厳を守るケアの提供に努める  
ご利用者様の疾病や障害等を理解しその行動特性を理解しニーズを把握できるように努める  
ご利用者お一人お一人の心身の状態を把握し安心・安全なケアの提供に努める  
ご利用者様とのコミュニケーションを大切にし、そこから始まるケアを心がける

正確で丁寧な記録を心がける

ご家族の意向を把握しニーズに応じたケアを心がける

チームケアの確率

・生活相談員 ・介護支援専門員

身体拘束廃止に関する知識の習得と研修会開催の協力

医療機関・ご家族様との連絡調整

施設のハード、ソフト面の充実を図る

チームケアの確率

記録の整備

・看護職員・理学療法士

医師との連携

施設における医療行為の範囲の整備

重度化するご利用者様の状態観察とリハビリの検討、介護との連携

記録の整備

チームケアの参加

・栄養士

経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント

ご利用者様の状態に応じた食事の工夫

チームケアへの参加

・研修委員会

身体拘束廃止に向けての職員への研修の実施

事例検討会の開催

リーダー対象のスーパーヴィジョン勉強会の実施

身体拘束廃止のための生活の見直しに必要な知識の習得と伝達

## 6.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ・研修委員会による定期的な教育・研修の実施
- ・外部研修会への参加の促進
- ・新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

## 7.利用者等に対する指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

## 8.適用年月日

この指針は、平成30年4月1日（遡及）から施行する。

（付則）

令和7年2月1日、「7.利用者等に対する指針の閲覧」の追加を施行。